

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（平成十九年広島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「有岡宏」を「城納一昭」に、「城納一昭」を「中下善昭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。